

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則」案に対する
意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	第2条	日本語に通じない者に出頭を命じ、任意に意見又は報告を徴する場合には、手続保障の観点から、通訳人に通訳をさせなければならない旨の規定を置くべきである。（弁護士）	本規則は、法第40条の処分に関するものであり、任意に意見又報告を徴する場合は対象ではないことから、原案どおりとします。
2	第4条第1項・第2項・第3項	法第40条の規定に倣って「出頭を命じ」る場合と「必要な報告、情報若しくは資料の提出を求める」場合の書き分けを尊重するべきであり、「報告命令書又は提出命令書」ではなく「報告等要求書」が、「命令に応じない場合」ではなく「処分に応じない場合」が、「提出を命じる物件」ではなく「提出を求める資料」がそれぞれ妥当である。（個人）	本規定は、同様の事項に係る公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第9条の規定振りを踏まえたものであり、法第40条に規定する権限について、御意見のような書き分けが必要ではないことから、原案どおりとします。
3	第4条第2項第4号	法第94条の2の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者に適用はないため、第4条第2項第4号の「命令に応じない場合の法律上の制裁」との規定は、「日本国外において命令に応じない者は除く」と括弧書きを付するべきである。（個人）	本規定は、同様の事項に係る公正取引委員会の審査に関する規則第9条第2項第5号の規定振りを踏まえたものとしていることから、原案どおりとします。
4	第4条第3項	公正取引委員会の審査に関する規則第9条第3項が用例と思料するが、法第40条は「留めて置く」規定ではなく、資料の所有権は公正取引委員会が取得することが前提であるため、「物件を記載」又は「品目を記載した目録を添付」するべき必要性はなく、法第40条の規定の「資料」よりも広範囲	法第47条に規定する「帳簿書類その他の物件」が「独占禁止法違反事件に係る全ての資料」を指すと解されていることを踏まえれば、本規定における「物件」は法第40条に規定する「資料」に当たるものであり、本規定は法律の規定よりも広範囲の権限行使を可能とするもの

No.	項目	意見の概要	考え方
		の提出命令を可能と企図するように読み得るし、法の委任の範囲を超え得る。したがって、第4条第3項は削除すべきである。（個人）	ではないことから、原案どおりとします。